

「無料又は低額な料金で診療を行う事業」基準の事前確認事項

事前相談の際に、事業基準について確認を行います。原則、書面で確認を行いますので、基準に対する適合状況を記載の上、提出願います。また、広告、パンフレット等があれば、添付してください。

- 共通(必須) 1～4の項目全て
病院の場合 5～10項目のうち2項目以上
診療所の場合 7又は8項目のいずれか

(必須事項)

1 低所得者、要保護者、行旅病人、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等の生計困難者を対象とする診療費の減免方法を定めて、これを明示すること。

- ・ 減免規程及び明示方法の予定について示すこと。
- ・ 添付書類：減免等の規程、減免申請書様式、無料及び低額診療券の様式等

2 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること。

- ・ 1年間の見込み数は4月1日～翌年3月31日までの診療延人員の見込み（入院及び外来を含む）より算定すること。但し、年度途中に事業を開始する場合は、事業開始予定日の属する月から月ごとの1年間の見込み数を確認すること。（別紙様式）
- ・ 診療費の減免額には、患者に移送、寝具の貸与、病衣の支給、洗濯等を実施している場合に、低所得者層に属するもののために、これらに要する費用を減免した額を含めてもよい。

3 医療上、生活上の相談に応ずるために医療ソーシャル・ワーカーを置き、かつ、そのために必要な施設を備えること。

- ・ 医療ソーシャル・ワーカーの配置状況等（勤務形態、従事人数、使用する施設等）を記載すること。
- ・ 常勤であるかは問わないが、事業に不都合がないよう、患者が相談できる体制をとっている必要がある。

※ 医療ソーシャル・ワーカーについて

医療ソーシャル・ワーカーという資格はない。現在では、社会福祉士がその業務に従事していることが多いが、資格を所持している必要はない。なお、医療ソーシャル・ワーカーの業務内容は、「医療ソーシャル・ワーカー業務指針」に定められている。

4 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと。

- ・ 今後の健康相談、保健教育等の予定を記載すること。
- ・ 頻度は毎月 1 回程度日時を定めて実施することがのぞましい。

(該当する箇所のみ)

5 老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等が常時相当数入院できる体制を整えること。

- ・ 体制の内容を記載すること。
- ・ 相当数とは、診療施設の入院利用者定員の 30%程度。

6 生活保護法による保護を受けている者、その他の生計困難者のうちで日常生活上、特に介護を必要とする者のために常時相当数の介護者を確保する体制を整え、かつ、そのために必要な費用を負担すること。

- ・ 体制の内容を記載すること。
- ・ 相当数とは、おおむね 50 床に 1 人以上の割合。

7 当該診療施設を経営する法人が、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設を併せて経営していること。又は、当該診療施設がこれらの施設と密接な連携を保持して運営されていること。

- ・ 該当施設及び連携状況を記載すること。

8 夜間又は休日等通常の診療時間外においても、一定時間外来診療体制がとられていること。

- ・ 時間外診療体制及び周知方法（掲示場所等）を記載すること。
- ・ 通常の診療時間外において、週 2 回程度の夜間診療又は、月 2 回以上の休日診療日を設け、それぞれ 1 日 3 時間以上。
- ・ 添付書類：広報誌など

9 地区の衛生当局等との密接な連携の下に定期的に離島、へき地、無医地区等に診療班を派遣すること。

- ・ 派遣体制を記載すること。
- ・ 年 2 回以上、自主的に診療班を組織し、または、関係機関が組織する診療班に医師を参加・派遣すること。

10 特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施すること。

- ・ 研修内容、研修体制を記載すること。
- ・ 定期的とは年2回以上。

※ 参考

無料低額診療事業の基準

- ・ 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について（平成13年7月23日 社援発第1276号）
- ・ 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について（平成13年7月23日 社援総発第5号）